

令和6年度 トラック運送業界における「点検整備推進運動」について

●強化月間：9月1日（日）～10月31日（木）

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、より確実な点検整備を目指してみだしの「点検整備推進運動」を展開します。

なお、本運動は1年を通じて実施するものといたしますが、令和6年9月1日（日）から9月30日（月）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、令和6年10月1日（火）から10月31日（木）までの1ヶ月間を「近畿地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施しますので、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底してください。

●法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左	
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左	
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左	
	ブレーキ・チャンバー	ロッドのストローク	同左 機能	

●保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

●黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を実施してください。

●D P F（黒煙除去フィルタ）等、後処理装置付き車について、確実な定期点検の実施、D P Fに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S 1 0）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F装着車両の正しい使用方法についてご確認ください。